

## 11月定例教育委員会 会議録

- 1 開催日 平成30年11月15日(木)
- 2 開催場所 新館8階 教育委員室
- 3 出席した委員 田淵教育長、吉田委員、播委員、坂元委員、廣岡委員
- 4 出席した職員 高井教育総務部長、大西教育指導部長、  
吉田教育総務部次長、平田教育指導部次長、  
山本教育指導部学校教育担当参事、  
岸田学務課長、福島社会教育・スポーツ振興課長、  
神吉学校教育課長、今津青少年育成課長、  
加藤教育研究所長、沼田文化財調査研究センター所長、  
山野教育総務課副課長、藤崎教育総務課管理調整係長
- 5 傍聴者 4人
- 6 議事の要旨
  - 開 会 午後1時30分
  - 会議録署名委員指名のこと  
廣岡委員に決定
  - 10月定例教育委員会の会議録報告承認のこと  
(事務局から会議録朗読報告)  
承認
  - 会議公開の可否決定のこと  
専決報告3「市内学校職員の懲戒内申について」は非公開とし、他は公開することに決定

(専決報告)

1 加古川中学校学校運営協議会の設置について

(教育指導部参事から説明)

承認

委員：10 ページ、加古川市学校運営協議会規則第3条第1項の「校長等」とは具体的に誰のことなのか。

事務局：校長等とは、「校長及び園長」のことであり、同規則第2条第2項に用語について定義している。

委員：第2条第3項で学校運営協議会の設置は「学校」に限定されているように見えるが、「学校及び園」とした方がいいのではないか。

事務局：法制的な見解として、この規則において学校運営協議会が設置される「学校」とは、学校教育法及び加古川市学校設置条例に規定される「学校」を指し、この中には幼稚園や特別支援学校も含まれている。

委員：9 ページ、加古川市学校運営協議会設置申請書のうち、「学校運営協議会として指定いただきたく」は不適切な表現だと思う。コミュニティ・スクール導入の趣旨は、学校が自発的に学校運営協議会を設置するとともに、委員が自発的に活動しながら、学校・家庭・地域が連携・協働し、よりよい学校運営等を行う仕組みであったはずである。教育委員会主導で導入を進めているように見えるため、「設置いたしたく」といった学校主導に見えるような表現にした方がいいのではないか。

事務局：同規則で定められた様式のため、今後、見直しについて検討したい。

委員：学校側に寄り添った表現としてもらいたい。

2 加古川中学校学校運営協議会委員の委嘱について

(教育指導部参事から説明)

承認

委員：10 ページ、加古川市学校運営協議会規則第3条第1項において、委嘱できる者について規定されているが、第1号から第3号の全ての者で委員は構成されているのか。

事務局：今回委嘱する委員6人については第1号の地域住民等に該当する。なお、委員構成として、第2号及び第3号の者を必置としているわけではなく、なかでも第2号の地域学校協働活動推進員等については現時点では対象となる者がいない状況である。

委 員 : 地域コーディネーターとはどのような方なのか。

事務局 : ユニット内で、学校園支援ボランティアと学校との橋渡しとしての役割を担っている方で、学校長から推薦された方である。

委 員 : この方は実際に学校園支援ボランティアとして参加されているのか。

事務局 : これまでに学校園支援ボランティアの中心として参加されていた方である。

委 員 : 14 ページ、加古川市学校運営協議会の設置及び運営に関する要綱第 4 条に規定する委員報酬日額 3,000 円は、何らかの指針に基づくものか、それとも市独自で定められたものか。

事務局 : 他団体の委員報酬が 2,000 円から 3,000 円という状況を踏まえ、市独自で定めたものである。

委 員 : 専決理由にある 10 月 16 日に何が行われたのか。

事務局 : 全国大会規模の道徳・人権に関する公開授業があり、学校の地域への関わりや公開の状況など、学校の様々な教育活動を見てもらうために、委員活動の一環として案内させていただいたものである。

委 員 : 先ほどのコミュニティ・スクール導入の趣旨と同様に、委員活動は委員が自発的な意思で実施すべきものであると考えている。委員委嘱前でも個別に公開授業の参加について案内することもできたと思う。

事務局 : 以前から地域も含め加古川中学校では学校運営協議会設置の機運が高かった中で、早急に活動を始めたいとの思いが強く、この公開授業後に第 1 回協議会を開催する準備を進めていたことから、早急に委員を委嘱したものである。

委 員 : 委員の中に学校経営について見識がある者はいるのか。

事務局 : 専門的な知識を有する者はいない。

委 員 : そういうことであれば、校長の説明責任が非常に大きくなる。これからの協議会設置のモデルとなるので頑張ってもらいたい。

### 3 市内学校職員の懲戒内申について (議事を非公開とする)

4 加古川市少年補導委員の解嘱及び委嘱について

(教育指導部参事から説明)

承認

委員：現在、欠員となっている地区はあるのか。

事務局：4地区で欠員が生じているが、早急に委嘱できるよう連合町内会長に打診している。

(協議事項)

1 加古川市立東神吉幼稚園の廃止について

(教育総務部次長から説明)

原案可決

教育長：これまでの認定こども園化の経緯を確認しておきたい。

事務局：平成29年度にしかたこども園、平成30年度に川西こども園を開設しており、平成31年度の東神吉こども園で計3園になる予定である。

2 平成31年度加古川市立幼稚園職員異動方針について

(教育総務部次長から説明)

原案可決

委員：「1 基本方針」に記載されているとおり、認定こども園、幼稚園及び保育所間での人事交流は重視していくべきと考えるが、「2 実施に当たっての留意事項」に挙がっていないのはなぜか。また、人事交流の目標人数があれば教えてもらいたい。

事務局：認定こども園化に伴う人事交流の重要性を重視し、以前は留意事項としていたところを基本方針へ明記するよう変更している。人事交流の目標人数については、3年での人事異動を原則としているが、個人の資質等により異動時期が異なるため、具体的な人数を掲げるのは困難である。

委員：実際の人事異動を考えるのは教育委員会事務局となるため、異動方針を決定するこの段階でしか教育委員の意向は伝えられないことから、目標人数の目安は示してもらいたい。

事務局：認定こども園、幼稚園、保育所それぞれにおける幼児教育士の人数は大きく異なるため、実際は2人から3人の人事交流に留まっているのが現状である。認定こども園の数は増えているものの、この状況に

大きな変化はないことから、平成 31 年度においても 3 人から 4 人程度の人事交流になるものと考えている。

委員：原則 3 年以上の在籍者を異動対象にするとのことであるが、公立学校教職員についてはこれに加え 9 年以上の長期勤務者を計画的に異動することが定められている。在籍年数の上限を同様に定める必要があるのではないかという点についてはどのように考えているのか。

事務局：在籍年数が長くなっている職員の主な理由は、出産に伴う育児休業を取得しているためであり、現場に復帰次第異動の対象としている。しかし、それ以外の長期勤務者はいないため、上限は定めていないものである。また、市全体の方針として、原則、非役職者を 5 年、役職者を 6 年で異動することとしているため、結果的に上限を定めるまでもなく、長期勤務者は存在しない状況である。

### 3 平成 31 年度加古川市公立学校教職員異動方針について

(教育指導部参事から説明)

原案可決

委員：同一校の在籍 9 年以上の職員を積極的に異動させる旨の規定があるが、現在そのような長期勤務者は何人程度いるのか。

事務局：小・中・養護学校全体で約 1.5 パーセントの長期勤務者がいる。9 年に達する異動対象者を除くと、10 年以上の長期勤務者は 22 人である。

委員：「2 広域人事の推進」の中で、「地域間、校種間の交流を積極的に進める」とあるが、ユニット内における小学校から中学校への異動等は考えているのか。

事務局：特に明確な条件は定めていないが、本人の希望を加味したうえで、積極的に校種間交流等を推奨していきたいと考えている。

委員：療養中の者の異動は原則行わないとあるが、具体的にはどのような者を指すのか。

事務局：心身の不調等がある者で医師の診断により療養が必要と判断された者である。

委員：現在、学校におけるがん教育が推進されているが、化学療法で治療中の者の取扱いはどのようなになるのか。

事務局：特に定めはないが、校長面談の中で本人の身体的負担を把握するなど、実情に応じた異動を行っている。

4 加古川市立学校教職員の職務に専念する義務の特例に関する規則の制定について  
(教育指導部参事から説明)

原案可決

教育長：県教育委員会の統一基準に合わせるとのことであるが、どのような場合を規則で明記したのか具体的に教えてもらいたい。

事務局：例えば、規則案第2条第10号の規定により、国民体育大会に出場する場合に職務に専念する義務の免除となることを明記したものである。

委員：43ページ、規則案第2条第6号に規定する、県又は市教育委員会に不満を表明し、又は意見を申し出る場合とは、具体的にどのような場合のことか。

事務局：教職員団体の交渉等に出席する場合である。

委員：本規則を制定しようとするのは、加古川市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例では漏れがあることから、教育委員会の判断で範囲を広げようということなのか。

事務局：県費教職員の職務に専念する義務の免除については、これまで市職員の条例及び規則に加え、県教育委員会の統一基準を一部準用する運用により取り扱ってきたところであるが、教育公務員としての特例部分を教育委員会規則で明確化することで、より適正に事務を遂行していこうとするものである。

○ 次期定例教育委員会予定日のこと

12月13日(木)午後1時30分から開催することに決定

○ 教育長諸報告

(1) 近畿都市教育長協議会研究協議会について

平成30年10月25日(木)から26日(金)に、HOTEL&RESORTS WAKAYAMA MINABEにおいて開催され、「2030年の未来社会を生きる子供たちの教育を創造する ～社会に開かれた教育課程の理念のもと子供たちに未来の創り手となる資質・能力を育むために～」をテーマに、講演会や情報交換会等を行った。

(2) 平成 30 年度第 2 回兵庫県都市教育長協議会について

11 月 8 日（木）に、明石駅前再開発ビルにおいて開催され、「エアコン設置状況とそれに伴う夏季休業等の期間変更について」「学校給食用牛乳空紙容器の供給事業者による回収の廃止についての対応」「コミュニティ・スクールの取組状況について」「学校施設の地域開放について」等に関して情報交換等を行った。

○ 教育委員諸報告

〔坂元委員から〕

(1) 兵庫県女性教育委員の会総会及び研修会について

10 月 24 日（水）に、小野市うるおい交流館エクラにおいて開催され、小学 5 年生及び保護者等を対象とした東北大学の川島隆太教授の体験型講演会に参加したほか、研修会で情報交換等を行った。

○ 教育総務部長諸報告

(1) 学校給食費の改定について

平成 31 年 4 月より、学校給食費について、小学校は 245 円を 258 円（+13 円）に、中学校は 265 円を 285 円（+20 円）に改定する。

以上、1 件について報告

○ 教育指導部長諸報告

(1) 「成人式記念事業『社会貢献事業』」の実施報告について

11 月 10 日（土）及び 11 日（日）に、成人式記念事業として「社会貢献事業」を実施した。

(2) 第 4 回社会教育委員会議の開催報告について

10 月 19 日（金）に、平成 30 年度第 4 回社会教育委員会議を開催した。

(3) 加古川市スポーツサポーター養成講座の募集について

本市のスポーツイベントや障がい者スポーツのサポートをする「加古川市スポーツサポーター」を養成する講座を開講する。

(4) 第 71 回加古川市小学校連合音楽会について

第 71 回加古川市小学校連合音楽会が 11 月 16 日（金）に加古川市民会館において開催される。

(5) 「加古川市歴史文化基本構想（案）」に関するパブリックコメントの実施について

「加古川市歴史文化基本構想（案）」に関するパブリックコメントを実施する。

以上、5 件について報告

○ 閉 会 午後 4 時 45 分 （午後 2 時 45 分から午後 4 時 30 分までは休会）